

サンプル

パロ文化ホール（多治見市文化会館）

附属設備利用料

令和5年1月1日施行

会場

大

ホール

催事名： サンプル 吹奏楽部練習

名称	単位	利用料		個数	小計	名称	単位	利用料		個数	小計
		大ホール	小ホール					大ホール	小ホール		
舞台設備						アッパーホリゾントライト	1式	2,450	680		
反響板	1式	5,450	2,040	1	5,450	ローアホリゾントライト	1式	1,360	680		
オーケストラピット	1式	5,450	-			フロントサイドライト	1台	210	210		
迫上がり装置	1基	2,730	-	1	2,730	シーリングピンスポット	1台	680	-		
所作台	1式	4,760	2,050			センターピンスポット	1台	1,360	680		
花道用所作台	1式	680	-			スポットライト(0.5kw)	1台	280	280		
平台	1台	130	130	15	1,950	スポットライト(1kw)	1台	410	410		
演台	1台	680	550			スポットライト(1.5kw)	1台	410	410		
花台	1台	280	130			エフェクトライト(0.5kw)	1台	280	280		
司会者台	1台	280	280			エフェクトライト(0.75kw)	1台	410	410		
指揮者台	1台	280	280	1	280	エフェクトライト(1kw)	1台	550	550		
指揮者譜面台	1台	280	280	1	280	ミラーボール	1台	810	810		
譜面台	1台	100	100	50	5,000	LEDカラー照明	1台	1,730	1,730		
プロジェクター(スクリーン含む)	1台	2,730	2,050			効果用照明器具	1組	1,630	1,630		
スクリーン	1式	1,360	1,360			先玉	1本	280	280		
ピアノ(ヤマハ CF)	1台	3,150	-			種板	1枚	130	130		
ピアノ(スタンウェイ D274)	1台	4,190	-			パイプスタンド	1台	130	130		
ピアノ(ペーゼンドルファー275)	1台	-	4,190			ハイスタンド	1台	280	280		
バレエマット	1式	5,200	2,800			平置ベース	1台	130	130		
金屏風	1双	1,360	1,360			サブ調光卓	1台	4,400	4,400		
銀屏風	1双	1,360	1,360			音響設備					
毛せん	1枚	410	410			拡声装置(影マイク含む)	1式	2,330	2,330		
長布	1枚	280	280			ダイナミックマイク	1本	400	400		
上敷	1枚	280	280			コンデンサーマイク	1本	680	680		
地がり	1枚	1,360	1,360			ワイヤレスマイク	1本	1,770	1,770		
紗幕	1式	1,360	1,360			移動式スピーカー	1台	1,360	1,360		
振り落とし装置	1式	680	-			録音機器	1台	1,500	1,500		
雪カゴ	1式	810	810			再生機器	1台	1,000	1,000		
鳥屋	1式	680	-			大型サブミキサー	1台	5,000	5,000		
大太鼓	1式	680	550			サブミキサー	1台	2,050	2,050		
照明設備						3点つり機構	1式	1,360	-		
A(ボーダーライトのみ)	1式	3,300	1,200			ブーム型マイクスタンド	1台	280	280		
B(ボーダーライト+前明かり)	1式	8,800	4,330			床上型マイクスタンド	1台	130	130		
C(Ho+SUS+Fro+CL)	1式	19,770	6,970			卓上型マイクスタンド	1台	130	130		
反響板照明(反響板代含む)	1式	12,050	5,770								
LEDボーダーライト	1列	1,100	600								
サスペンションライト	1列	1,360	680								
客席バトンライト	1列	2,730	-								
フットライト	1列	960	410								
花道フットライト	1列	410	280								
シーリングライト	1式	4,080	2,050								
トーマンタルライト	1台	210	-								
						持ち込み器具	1kw	280	280		
小計											15,690
× 単位数											3 単位

①附属設備利用料合計 ¥47,070

1. 附属設備の利用料金は1単位につき「午前9時から正午まで」「午後1時から午後4時30分まで」「午後5時30分から午後9時30分まで」を1区分とし、「午後9時から午後4時30分まで」又は「午後1時から午後9時まで」にあつては2倍、「午前9時から午後9時30分」にあつては3倍の額とする。

2. 利用時間の延長又は繰り上げに係る附属設備の利用料金は、1時間(1時間未満の端数が生じたときは、1時間に繰り上げる。)につき、1単位の利用料の3割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。